平成２５年（フ）第５０１号
埼玉県坂戸市八幡２丁目３番14号　フォーレストイン八幡Ａ201号室
債務者　内藤　英三
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５０７号
埼玉県川越市大字天沼新田260番地６
債務者　向後由美子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５１７号
埼玉県坂戸市千代田４丁目５番４号　シティホームズ千代田303号室
債務者　芦澤　教子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３０５号
埼玉県熊谷市妻沼中央18番地１　ユウ・フォーリアＡ102
債務者　口石　岳司
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１１２号
岐阜県多治見市白山町３丁目85番地の１　シャトレ愛松多治見203
債務者　永野　順子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３４６号
大分市南津留７番２号　コーポ池201
債務者　高梨裕二郎
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３６５号
大分市大字寒田1446番地の38
債務者　野仲　春美
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２９号
盛岡市中堤町７番34号　斉藤住宅Ｄ号、旧住所盛岡市材木町７番26号
債務者　佐藤　新一
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２６２号
岩手県胆沢郡金ケ崎町永沢原堤の上12番地59、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区秋葉町137番地　サンリバータウンＥ号室
債務者　菅原　　陵
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２６３号
岩手県奥州市水沢区東大通り３丁目５番５号
債務者　菊池　光子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４４２号
神奈川県秦野市鶴巻北１丁目11番１―502号、前住所神奈川県小田原市蓮正寺280番地　ドミールＴ．Ｏ101号
債務者　桑原　　学
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４９０号
神奈川県秦野市本町３丁目13番11の304
債務者　板垣　嘉弘
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９８号
新潟県新発田市東新町３丁目11番18号
債務者　小林　惠子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第４９号
香川県綾歌郡宇多津町2862番地７
債務者　野田　秀樹
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第７５号
香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁61番地６　アークブリッジ502
債務者　小久保優子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第９４号
香川県綾歌郡宇多津町浜三番丁25番地４　マルベル宇多津306
債務者　松田由利子（旧姓十川）
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第９９号
香川県善通寺市善通寺町2106番地26　横田住宅
債務者　香川　絵美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで高松地方裁判所丸亀支部